

道路情報ボックス利用の手引き

平成19年 10 月

近畿地方整備局 道路部

目 次

1 . はじめに		1
2 . 基本的な考え方		1
3 . 貸し出し基準		2
4 . 利用手続き		
4 . 1 整備状況等の周知		3
4 . 2 入溝希望の受付		3
4 . 3 事後占用の取扱い		5
5 . 費用負担及び管理		
5 . 1 整備計画区間		6
5 . 2 既整備区間		6
5 . 3 事後占用の場合		6
6 . その他		
6 . 1 占用許可条件		7
6 . 2 占用料		7
別紙 - 1	情報ボックス入溝希望申出書	8
別紙 - 2	情報ボックス入溝希望事業者間調整通知書	9
別紙 - 3	情報ボックス入溝希望事業者間調整項目検討書	10
別紙 - 4	情報ボックス入溝希望承諾通知書	11
別紙 - 5	情報ボックス入溝希望申出回答書	12
別紙 - 6	情報ボックス入溝希望承諾通知 請書	13
別紙 - 7	情報ボックス入溝希望変更届	14
別紙 - 8	情報ボックス整備完了通知書	15

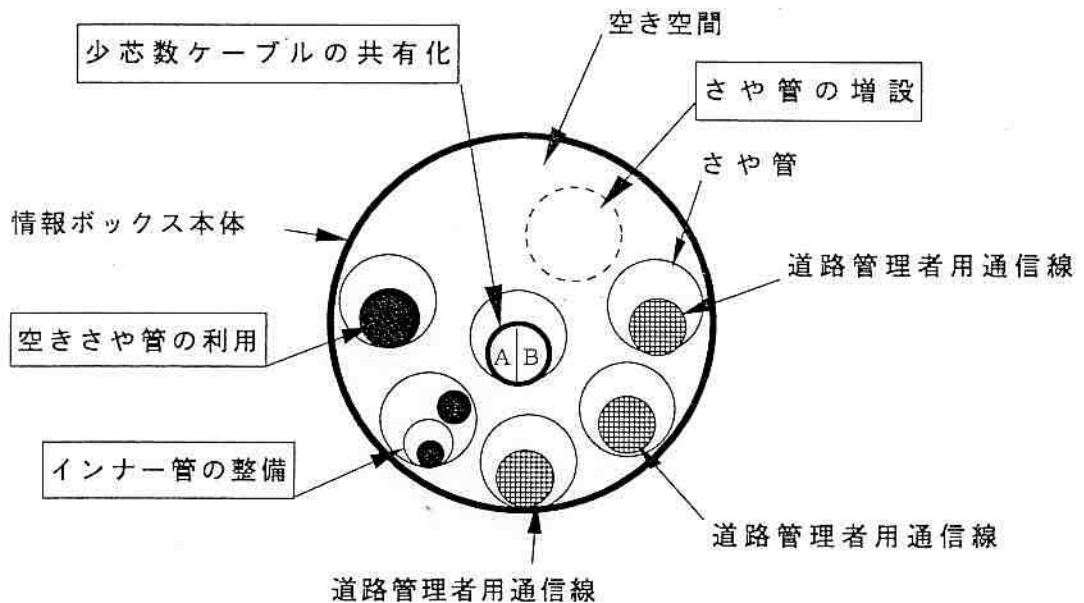
1. はじめに

情報ボックスは、道路管理用光ファイバーの收容空間として設置されるものであるが、内部に空き空間がある場合には、高度情報通信社会の構築に資するため、これを民間事業者に利用させることとしているところであり、その利用の手続き、費用負担については、本手引きによる。

2. 基本的な考え方

情報ボックスは、道路管理用光ファイバーケーブルを收容する施設として、道路管理者が設置するものである。従来、道路管理者は、道路管理用光ファイバーを收容するため、複数の管路を敷設してきたが、これらを単一空間の構造に変更した。

これにより、生じた情報ボックス内部の空き空間について、民間事業者は、道路管理者の許可を受けて、通信線等を当該空間に占有することができる。



情報ボックスの利用イメージ図

3. 貸し出し基準

情報ボックスの民間事業者への貸し出しは、高度情報通信社会の早期実現に寄与するものである。したがって、対象となる民間事業者のケーブルは、高度情報通信社会の実現に寄与する情報を通信するケーブルを原則とし、早期に整備する計画が確定していることが必要である。

情報ボックスは高度情報化社会を構築する情報ハイウェイの収容空間を提供するもので、いわゆる幹線系のケーブルを収容するものであり、頻繁に沿道利用が生じるといったような利用形態は考えていない。

道路管理者は情報ボックスを民間事業者への貸し出しを行う場合、期限を定め情報ボックスへの入溝の希望を受け付ける。

1) 情報ボックスに占有することができる物件は、

- ・電気通信事業法による事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者
- ・有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送事業者
- ・有線ラジオ放送事業者

等の民間事業者の敷設する光ファイバーケーブル等の通信線を原則とする。また、原則として以下の条件を満たしているケーブルについて対象とする。

- 大容量の伝送が可能な光ファイバーケーブル等であること。
- 特定の企業内通信ケーブルでないこと。

2) 情報ボックスの整備が完了し、概ね3ヶ年以内に占有することが高い確度で明らかかなケーブルであること。

3) 情報ボックスは、限られた空間を貸し出すこととなる。その場合の貸し出し優先度は、つぎのとおりである。

- 義務占有物件を優先する。
- より広域なネット網を優先する。

4) 留意事項は、つぎのとおりである。

貸し出しは1事業者1条とする。また、合併を公表している事業者は、合併後の1事業者に割り当てる。

より多くの民間事業者が貸し出しを受けられるように実施する、少芯数の企業による共有ケーブル化、インナー管による分割等の調整は、入溝希望事業者間で行うものとし、調整結果を道路管理者に報告する。

入溝希望が承諾されなかった民間事業者にその理由と共に通知する。

入溝工事やその後の管理については、その実状を考慮して必要に応じて維持管理に関する規定を別途定める場合がある。

占有を終える場合、独自に必要な施設を除去し、情報ボックス及び道路を原状に回復すること。

4. 利用手続き

情報ボックスの貸し出し区間については、入溝希望の受付時に整備計画区間か既整備区間かによってその対応が異なるため、以下の区分で行うものとする。

- ・整備計画区間とは、当該貸し出し区間の内、入溝希望受付後に情報ボックスの計画整備を進める区間である。
- ・既整備区間とは、当該貸し出し区間の内、入溝希望受付時に情報ボックスが整備済及び情報ボックスを整備中の区間である。

4.1 整備状況等の周知

道路管理者は、情報ボックスの計画・整備状況及び入溝希望の受付の期間等について、近畿地方整備局のインターネットホームページへの掲載により周知する。

4.2 入溝希望の受付

1) 入溝希望申出書の提出

当該情報ボックスへの入溝を希望する者は、受付期間内に当該事務所に入溝希望申出書（別紙 - 1）を、提出するものとする。

希望申出書には、

- ・当該情報ボックスに通信線を敷設する区間・延長
- ・当該情報ボックスに敷設する通信線の種類及び芯数
- ・当該情報ボックスに通信線を敷設する予定時期

を明示するが、条件を満たしているか、その優先度はどうか等を確認できるような全体占用計画と関連計画書並びに企業説明書を添付する。

なお、道路管理者は、入溝希望の判断に細部状況が必要になる場合を想定し、5万分の1程度の路線図による提示を事務所で行う。

2) 入溝希望承諾の通知

整備計画区間

- ・道路管理者は、情報ボックスの計画にあたり、入溝対象とする通信線については、可能な範囲で計画に反映し、入溝希望承諾を通知する。
- ・複数のルートが存在する場合は、広範囲に調整し、公平性を確保する。
- ・空き空間内の希望占用位置の調整や入溝希望事業者数が空き空間数より多い場合の調整は、道路管理者が通知する調整通知書（別紙 2）により入溝希望事業者間で行い、必要な資料（別紙 - 3）を道路管理者に提出する。

ただし、情報ボックス本体の構造変更及び事業者が独自に必要な施設に対応する場合は、その整備に必要な費用は、民間事業者が負担することとなるので、入溝計画検討の結果、辞退する旨の申し立てをする事はさしつかえない。

- ・道路管理者は、入溝計画検討資料（情報ボックス入溝希望事業者間調整項目検討書）の受領後、速やかに当該事業者から調整ヒアリングを行い入溝承諾に関する審査を行う。ただし、当該事業者は、調整ヒアリングにおいて、道路管理者から示された調整項目が受け入れがたい場合、辞退する旨の申し立

てをする事はさしつかえない。

- ・道路管理者は、入溝承諾に関する審査の結果、入溝希望が承諾された場合は入溝希望承諾通知(別紙 - 4)により入溝希望事業者に通知する。
- ・入溝希望が承諾されなかった入溝希望事業者には、承諾できない旨をその理由と共に回答(別紙 - 5)する。

既整備区間

- ・複数のルートが存在する場合は、広範囲に調整し、公平性を確保する。
- ・空き空間内の希望占用位置の調整や入溝希望事業者数が空き管路数より多い場合の調整(少芯数の民間事業者による共有ケーブル、または、さや管の増管、インナー管によるさや管の分割等)は、道路管理者が通知する調整通知書(別紙 2)により入溝希望事業者間で行い、必要な資料(別紙 - 3)を道路管理者に提出する。ただし、「さや管の増設」及び「インナー管の整備」に必要となる費用は、民間事業者が負担することとなるので、関係者の調整の結果、辞退する旨の申し立てをする事はさしつかえない。
- ・道路管理者は、入溝計画検討資料(情報ボックス入溝希望事業者間調整項目検討書)の受領後、速やかに当該事業者から調整ヒアリングを行い入溝承諾に関する審査を行う。ただし、当該事業者は、調整ヒアリングにおいて、道路管理者から示された調整項目が受け入れがたい場合、辞退する旨の申し立てをする事はさしつかえない。
- ・道路管理者は、入溝承諾に関する審査の結果、入溝希望が承諾された場合は入溝希望承諾通知(別紙 - 4)により入溝希望事業者に通知する。
- ・入溝希望が承諾されなかった入溝希望事業者には、承諾できない旨をその理由と共に回答(別紙 - 5)する。

3) 請書の提出

入溝希望承諾の通知を受けた民間事業者は、速やかに、請書(別紙 - 6)を事務所に提出する。

当該民間事業者が、30日を経過しても正当な理由がなくして請書を提出しない場合には、先に交付された入溝希望承諾通知は失効する。

4) 「請書」提出後の入溝組合せ事業者等の変更

- ・「情報ボックス入溝希望承諾通知 請書」提出後に、事業者の合併など正当な理由により入溝組合せの変更が生じる場合は、速やかに当該道路管理者へ情報ボックス入溝希望変更届(別紙 - 7)を提出するものとし、当該道路管理者の承諾を得るものとする。

なお、事業者名称変更の場合も同様とする。

5) 整備完了の通知

整備計画区間及び入溝希望受付時に整備中であった区間について、道路管理者は情報ボックス整備完了後、当該区間の入溝希望承諾請書提出者にこの旨を通知（別紙 - 8）する。

6) 占用許可申請

入溝希望承諾通知を受け、請書を提出した民間事業者は、ケーブル敷設設計に必要な資料の開示を当該事務所に求めることができる。

ケーブル敷設等の工事に際して、民間事業者は、事前に道路法 32 条に基づく道路占用許可申請を出張所に提出する。道路管理者は、希望申出時の内容と照査し、占用を許可する。

当該民間事業者が、正当な理由なく概ね 3 年を経過しても占用許可申請を行わない又は行う見込みのない場合には、先の入溝希望承諾通知は失効する。情報ボックス整備完了通知後概ね 3 年を経過した対象事業者及び当該路線に入溝予定の関連事業者に対しては、道路管理者から通知を行う。それに伴い入溝組合せの変更が生じる場合は関連する入溝希望事業者間で再調整を行い、情報ボックス入溝希望変更届（様式 - 7）を提出するものとし、当該道路管理者の承諾を得るものとする。

4.3 事後占用の取扱い

入溝希望受付終了後(承諾通知後)も、情報ボックス内部に占用することが出来る空間が残されている場合は、当該区間に占用又は入溝希望をしていない民間事業者(事後占用希望者)は、今回公募同様の手続き後、道路法 32 条に基づく道路管理者の占用許可を受けて、情報ボックス内 空間に通信線を占有することが出来る。

この場合、新たに必要となる費用は事後占用希望者が全額負担することとなる。

情報ボックス内部に施工上生じた空間等空き空間が存する場合には、情報ボックス本体及び本体内部の既設の施設に損傷を与えないことを条件として事後占用希望者単独で費用負担することにより、新たなさや管を設置して、当該さや管に光ファイバーケーブル等の通信線を占有することができる。

増設さや管工事は、道路法 24 条に基づき民間事業者が施工するものとし、さや管は道路管理者に帰属する。

さや管の内部をインナー管により区分することが可能であり、これにより入溝させることが可能であれば、道路管理者は、占用許可する。この場合、既占用者は、同一のさや管内に他の民間事業者が事後占用することについて合理的な理由がない限り拒否できない。インナー管工事は、道路法 24 条に基づき民間事業者が施工するものとし、インナー管は道路管理者に帰属する。情報ボックスの占有は、さや管内の空間を独占使用する権利まで付与されているのではなく、あくまで情報ボックス内部の特定のさや管の中に通信線を設置することを許可されているにすぎないからである。

ただし、道路管理者は、事後占用希望者による情報ボックスの占有が次の各号の

いずれかに該当することとなる場合は、占用許可をしない。

当該情報ボックスを占用している通信線に影響を与える場合。

当該情報ボックスの規模及び構造上相当でない場合。

当該情報ボックスの管理に支障を及ぼす場合。

5 . 費用負担及び管理

情報ボックス本体の建設に要する費用は、道路管理者が負担する。

道路管理者が設置するハンドホールの設置場所と民間事業者の希望する設置場所が一致する場合で、かつ、道路管理者が道路管理上支障がないと認める場合には、道路管理者が設置するハンドホールを使用することが出来る。

この場合、構造に変更がない限り建設費用を負担することなく使用することができる。

民間事業者が情報ボックスを利用する際に独自に必要とする施設（ハンドホール等）は、民間事業者の負担で施工するものとし、道路法 3 2 条に基づく占用物件として、民間事業者が管理する。この場合、情報ボックスとは直接に接続することなく設けることとする。

また、情報ボックスは道路施設として道路管理者が管理するものであるが、安全で円滑な維持管理を実施するため、必要に応じて実状を考慮した維持管理に関する規程等を別途、定める場合がある。なお、危機管理上、ケーブル敷設設計時に開示された資料及び占用許可申請書等の取扱については、十分注意すること。

5 . 1 整備計画区間

・入溝希望の申出を考慮した結果、道路管理者が予定した情報ボックス本体の構造に変更が生じる場合には、当該変更に必要な建設費用については、請書を提出した全ての民間事業者による負担とする。

・道路管理者が設置するハンドホールの構造変更が必要となる場合は、その妥当性を勘案し、その必要が生じた民間事業者の負担により構造変更を行う。

5 . 2 既整備区間

・道路管理者は、既整備区間において情報ボックス本体の構造変更を原則として実施しない。

・調整結果により、さや管を増設する工事またはインナー管を整備する工事は、道路法 2 4 条に基づき民間事業者が施工するものとし、さや管及びインナー管は道路管理者に帰属する。

5 . 3 事後占用の場合

・事後入溝が可能な場合で新たに必要となる費用は、当該事後占用希望者が全額負担する。

6 . その他

6 . 1 占用許可条件

占用許可に当っては、一般的な条件のほか次の条件を付す。

「本件占用許可後、新たに他の占用事業者から申請があった場合、本件許可に係るさや管内に事後占用することを、合理的理由がない限り許諾するものとする」

6 . 2 占用料

道路管理者は、情報ボックス内部を占有している民間事業者から、当該情報ボックスを占有している光ファイバー等の通信線について、地下電線その他地下に設ける電線単価で占用料を徴収する。

以上

情報ボックス入溝希望申出書

第 号
平成 年 月 日

事務所長 殿

事業者名
担当者
電 話

情報ボックスの内部の空き空間に通信線の入溝を希望したいので、道路情報ボックスの利用手引きに基づき申出します。

記

目 的			
路 線 名	一般国道 号	事務所名	
場所・延長	km ~ km 延長 L = m		
敷設予定時期	平成 年 月から 平成 年 月まで		
計画内容			
通信線の種類と芯数			
添付資料	位置図、関連計画書、企業説明書等		

情報ボックス入溝希望事業者間調整通知書

殿

貴社より申請のあった以下の区間については、入溝を希望する民間事業者が別紙のとおりであり、空き空間内の希望占用位置、占用方法等を関係者で調整することとしたので通知する。

については、調整項目について検討を行い、その結果を平成 年 月 日までに別紙 - 3 の様式により提出されたい。

なお、整備計画区間において情報ボックス本体の構造変更を伴う場合には負担金が必要となります。

また、既整備区間におけるさや管及びさや管内の工事は、道路法 24 条に基づき入溝希望者が費用負担して施工することになります。

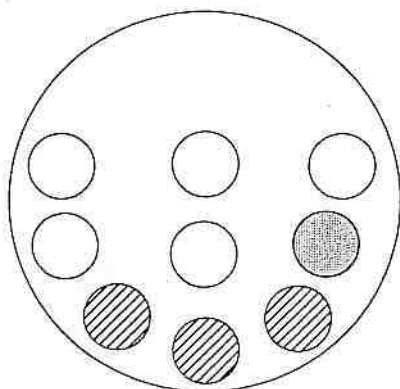
入溝計画検討の結果、辞退する旨の申し立てをしてもさしつかえありません。辞退申し出は、調整項目検討書で回答されたい。

路線名 一般国道 号



区 間 ~

調整項目

第 号
平成 年 月 日
事務所長



凡 例

-  道路管理者使用さや管
-  占用事業者予備管

別紙 - 3

情報ボックス入溝希望事業者間調整項目検討書

(回 答)

事務所長 殿

平成 年 月 日付けで通知のあった調整項目について、検討した結果を以下の通り回答します。

路線名 一般国道 号

区 間 ~

検討事項 詳細は別紙のとおり

第 号
平成 年 月 日

株式会社

情報ボックス入溝希望承諾通知書

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった入溝希望について、以下のとおり承諾する。

なお、本通知より30日以内に請書を提出されたい。30日以内に提出されない場合は、本承諾は失効することを申し添える。

路線名 一般国道 号

区 間 ~

第 号
平成 年 月 日

事務所長

情報ボックス入溝希望申出回答書

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった入溝希望については、以下の理由により承諾できない旨回答する。

路線名 一般国道 号

区 間 ~

理 由 :

第 号
平成 年 月 日

事務所長

情報ボックス入溝希望承諾通知
請 書

第 号
平成 年 月 日

事務所長 殿

事業者名
担 当 者
電 話

平成 年 月 日付けで承諾のあった入溝希望については、情報ボックスの整備完了確認後、速やかに当初の予定どおり、所定の手続きに従い入線等の工事を実施することを確約します。

路線名 一般国道 号

区 間 ~

情報ボックス入溝希望変更届

第 号
平成 年 月 日

事務所長 殿

事業者名
担当者
電 話

平成 年 月 日付けで通知のあった入溝希望承諾について、以下の理由により入溝組合せ事業者の変更を希望します。

路線名 一般国道 号

区 間 ~

理 由 :

情報ボックス整備完了通知書

第 号
平成 年 月 日

事務所長 殿

事業者名
担当者
電 話

平成 年 月 日付けで提出のあった請書に示す以下区間の情報ボックスの整備が完了したので通知する。

当初の予定に従い、道路法 3 2 条に基づく占用許可申請を事務所に提出し、入線等の工事を実施されたい。

なお、正当な理由なく概ね 3 年を経過しても占用許可申請を行わない場合には、先の入溝希望承諾通知は失効することを申し添えます。

路線名 一般国道 号

区 間 ~

第 号
平成 年 月 日

事務所長